

2. 国のスポーツ政策の概要

2.1. スポーツ基本法の概要とその理念

平成 23 年に成立したスポーツ基本法は、スポーツ権（スポーツを通じて幸福で豊かな生活を営む権利）をすべての人々の権利と定めた上で、国及び地方公共団体の責務並びにスポーツ団体の努力等を明らかにするとともに、スポーツに関する施策の基本となる事項を定めている。

基本法における地方公共団体に関する規定は以下のとおりである。

図表 3：スポーツ基本法（平成二十三年六月二十四日法律第七十八号）のあらまし
（地方公共団体に関する規定のみを抜粋）

1 総則
（一） この法律は、スポーツに関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務並びにスポーツ団体の努力等を明らかにするとともに、スポーツに関する施策の基本となる事項を定めることにより、スポーツに関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって国民の心身の健全な発達、明るく豊かな国民生活の形成、活力ある社会の実現及び国際社会の調和ある発展に寄与することを目的とすることとした。（第一条関係）
（三） スポーツに関し、国及び地方公共団体の責務、スポーツ団体の努力等について定めることとした。（第三条～第七条関係）
2 スポーツ基本計画等
（二） 地方スポーツ推進計画
都道府県及び市町村の教育委員会（その長がスポーツに関する事務（学校における体育に関する事務を除く。）を管理し、及び執行することとされた特定地方公共団体にあつては、その長）は、スポーツ基本計画を参酌して、その地方の実情に即したスポーツの推進に関する計画（以下「地方スポーツ推進計画」という。）を定めるよう努めるものとした。（第一〇条関係）
3 基本的施策
（一） スポーツの推進のための基礎的条件の整備等について、指導者等の養成等、スポーツ施設の整備等、学校施設の利用、スポーツ事故の防止等、スポーツに関する紛争の迅速かつ適正な解決、スポーツに関する科学的研究の推進等、学校における体育の充実等の施策を定めることとした。（第一一条～第二〇条関係）
（二） 多様なスポーツの機会の確保のための環境の整備について、地域におけるスポーツの振興のための事業への支援等、スポーツ行事の実施及び奨励等の施策を定めることとした。（第二一条～第二四条関係）
（三） 競技水準の向上等について、優秀なスポーツ選手の育成等、国民体育大会及び全国障害者スポーツ大会、国際競技大会の招致又は開催の支援等、ドーピング

防止活動の推進等の施策を定めることとした。(第二五条～第二九条関係)

4 スポーツの推進に係る体制の整備

(二) 都道府県及び市町村のスポーツ推進審議会等

都道府県及び市町村に、地方スポーツ推進計画その他のスポーツの推進に関する重要事項を調査審議させるため、条例で定めるところにより、審議会その他の合議制の機関を置くことができることとした。(第三一条関係)

(三) スポーツ推進委員

市町村の教育委員会(特定地方公共団体にあつては、その長)は、当該市町村におけるスポーツの推進に係る体制の整備を図るため、社会的信望があり、スポーツに関する深い関心と理解を有し、スポーツの推進のための事業の実施に係る連絡調整等の職務を行うのに必要な熱意と能力を有する者の中から、スポーツ推進委員を委嘱するものとする事とした。(第三二条関係)

6 国の補助等

国は地方公共団体、学校法人又はスポーツ団体に対し、地方公共団体はスポーツ団体に対し、それぞれそれらの行うスポーツの振興のための事業に要する経費の一部を補助することができる事とした。(第三三条～第三五条関係)

出所：文部科学省 HP「スポーツ基本法のあらまし」

URL：http://www.mext.go.jp/a_menu/sports/kihonhou/attach/1307836.htm

また、基本法では、基本計画及び地方スポーツ推進計画について、以下のように規定している。

図表 4：スポーツ基本法(平成二十三年六月二十四日法律第七十八号)(一部抜粋)

(スポーツ基本計画)

第九条 文部科学大臣は、スポーツに関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、スポーツの推進に関する基本的な計画(以下「スポーツ基本計画」という。)を定めなければならない。

(地方スポーツ推進計画)

第十条 都道府県及び市(特別区を含む。以下同じ。)町村の教育委員会(地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和三十一年法律第百六十二号)第二十四条の二第一項の条例の定めるところによりその長がスポーツに関する事務(学校における体育に関する事務を除く。)を管理し、及び執行することとされた地方公共団体(以下「特定地方公共団体」という。)にあつては、その長)は、スポーツ基本計画を参酌して、その地方の実情に即したスポーツの推進に関する計画(以下「地方スポーツ推進計画」という。)を定めるよう努めるものとする。

2.2. スポーツ基本計画の概要

スポーツ基本計画は、上述の基本法の規定を受け、平成 24 年 3 月に文部科学大臣により策定された。策定に当たって、平成 23 年 9 月に文部科学大臣から中央教育審議会に諮問がなされ、翌 24 年 3 月に「スポーツ基本計画の策定について」が答申されている。

基本計画では、基本法の理念の実現には、「国をはじめ、独立行政法人、地方公共団体、学校、スポーツ団体及び民間事業者等、スポーツに関する多様な主体が連携・協働して、スポーツの推進に総合的かつ計画的に取り組んでいくことが重要」とされている。(スポーツ基本計画「はじめに」)

その上で、基本計画は、10 年間程度を見通した基本方針を定めるとともに、平成 24 年度から概ね 5 年間に総合的かつ計画的に取り組む施策を体系化している。

図表 5：スポーツ基本計画の概要（一部抜粋）

<p>第 1 章 スポーツをめぐる現状と今後の課題</p> <p>1. 背景と展望</p> <p>スポーツ基本法におけるスポーツの果たす役割を踏まえ、<u>目指すべき具体的な社会の姿として以下の 5 つを掲示。</u></p> <ul style="list-style-type: none">① 青少年が健全に育ち、他者との協同や公正さと規律を重んじる社会② 健康で活力に満ちた長寿社会③ 地域の人々の主体的な協働により、深い絆で結ばれた一体感や活力がある地域社会④ 国民が自国に誇りを持ち、経済的に発展し、活力ある社会⑤ 平和と友好に貢献し、国際的に信頼され、尊敬される国 <p>2. スポーツ基本計画の策定</p> <p>計画の期間は、<u>10 年間程度を見通した平成 24 年度からの概ね 5 年間。</u>地方公共団体が「地方スポーツ推進計画」を定めるための指針となるよう、国と地方公共団体が果たすべき役割に留意して策定。</p>
<p>第 2 章 今後 10 年間を見通したスポーツ推進の基本方針</p> <p>「年齢や性別、障害等を問わず、広く人々が、関心、適性等に応じてスポーツに参画することができる環境を整備すること」を基本的な政策課題とし、<u>次の課題ごとに政策目標を設定。</u></p> <ul style="list-style-type: none">① 子どものスポーツ機会の充実② ライフステージに応じたスポーツ活動の推進③ 住民が主体的に参画する地域のスポーツ環境の整備④ 国際競技力の向上に向けた人材の養成やスポーツ環境の整備⑤ オリンピック・パラリンピック等の国際競技大会の招致・開催等を通じた国際貢献・交流の推進⑥ スポーツ界の透明性、公平・公正性の向上

⑦ スポーツ界の好循環の創出

出所：文部科学省 HP 「スポーツ基本計画の概要」 から抜粋。

URL :

http://www.mext.go.jp/component/a_menu/sports/detail/_icsFiles/afieldfile/2012/10/16/1319399_2.pdf

2.3. 地方公共団体に期待される取組み

スポーツ基本計画は、地方公共団体が「地方スポーツ推進計画」を定めるための指針となるよう、国と地方公共団体が果たすべき役割に留意して策定されている。スポーツ基本計画第3章では、「今後5年間に総合的かつ計画的に取り組むべき施策」として、今後5年間に具体的な施策に取り組んでいくかを、客観的な到達目標を明らかにしつつ、現状と課題の分析や、それを踏まえ展開すべき施策を明示している。

図表 6：「今後5年間に総合的かつ計画的に取り組むべき施策」

<p>1. 学校と地域における子供のスポーツ機会の充実</p> <ul style="list-style-type: none">(1) 幼児期から子供の体力向上策の推進(2) 学校の体育に関する活動の充実(3) 子供を取り巻く社会のスポーツ環境の充実 <p>2. 若者のスポーツ参加機会の拡充や高齢者の体力づくり支援等ライフステージに応じたスポーツ活動の推進</p> <ul style="list-style-type: none">(1) ライフステージに応じたスポーツ活動等の推進(2) スポーツにおける安全の確保 <p>3. 住民が主体的に参画する地域のスポーツ環境の整備</p> <ul style="list-style-type: none">(1) コミュニティの中心となる地域スポーツクラブの育成・推進(2) 地域のスポーツ指導者等の充実(3) 地域スポーツ施設の充実 <p>4. 国際競技力の向上に向けた人材の養成やスポーツ環境の整備</p> <ul style="list-style-type: none">(1) ジュニア期からトップレベルに至る戦略的支援の強化(2) スポーツ指導者及び審判員等の養成・研修やキャリア循環の形成(3) トップアスリートのための強化・研究活動等の拠点構築 <p>5. オリンピック・パラリンピック等の国際競技大会等の招致・開催等を通じた国際交流・貢献の推進</p> <ul style="list-style-type: none">(1) オリンピック・パラリンピック等の国際競技大会等の招致・開催等(2) スポーツに係る国際的な交流及び貢献の推進 <p>6. ドーピング防止やスポーツ仲裁等の推進によるスポーツ界の透明性、公平・公正性の向上</p> <ul style="list-style-type: none">(1) ドーピング防止活動の推進
--

(2)スポーツ団体のガバナンス強化と透明性の向上に向けた取組の推進

(3)スポーツ紛争の予防及び迅速・円滑な解決に向けた取組の推進

7. スポーツ界における好循環の創出に向けたトップスポーツと地域におけるスポーツとの連携・協働の推進

(1)トップスポーツと地域におけるスポーツとの連携・協働の推進

(2)地域スポーツと企業・大学等との連携

出所：文部科学省 HP「スポーツ基本計画（表紙・目次・本文）」

URL：

http://www.mext.go.jp/component/a_menu/sports/detail/_icsFiles/afieldfile/2012/04/02/1319359_3_1.pdf

(参考) スポーツ基本計画「今後5年間に総合的かつ計画的に取り組むべき施策」中の
「地方公共団体」に関する記述※

※「今後5年間に総合的かつ計画的に取り組むべき施策」のうち、「地方公共団体」が今後5年間に総合的かつ計画的に取り組むべき施策を整理した。

1. 学校と地域における子どものスポーツ機会の充実

図表 7: 「学校と地域における子どものスポーツ機会の充実」に関して
地方公共団体が今後5年間に総合的かつ計画的に取り組むべき施策

地方公共団体に期待されること	基本計画上での位置づけ
地方公共団体等においては、幼児期における運動指針を踏まえ、地域の実情に応じて、幼児期から体を動かした遊びに取り組む習慣や望ましい生活習慣を身に付けさせるための取組を行うことが期待される。	P8 (1) 幼児期からの子どもの体力向上方策の推進
地方公共団体においては、研修会の開催や実技指導資料等の作成により、教員の指導力向上を図ることが期待される。	P10 (2) 学校の体育に関する活動の充実
地方公共団体においては、中学校における武道等の必修化に伴い、安全かつ効果的な指導のために、地域の指導者等の積極的な活用等による指導体制の充実や、施設等の整備を図ることが期待される。国においては、武道等の指導の充実を図る取組を支援する。	P10 (2) 学校の体育に関する活動の充実
地方公共団体においては、運動部活動の充実のため、児童生徒のスポーツに関する多様なニーズに応える柔軟な運営等を行う取組を一層促進することが期待される。 また、こうした児童生徒の多様なニーズに応える運動部活動を推進するため、研修等により運動部活動に関する指導力や経営・調整能力の向上を図るとともに、学校と地域のスポーツ指導者との連携を支援することも期待される。その際、総合型クラブ等との連携についても、一層理解の促進を図ることが求められる。さらに、運動部活動の指導に当たる教員の意欲を高める取組を行うことも期待される。	P11 (2) 学校の体育に関する活動の充実
地方公共団体においては、障害のある児童生徒の学校の体育に関する活動を推進するため、学校と地域のスポーツ関係者等との連携を促進することが期待される。	P11 (2) 学校の体育に関する活動の充実

<p>地方公共団体においては、耐震化やグラウンドの芝生化等の学校体育施設の充実に努めることが期待される。</p>	<p>P12 (2)学校の体育に関する活動の充実</p>
<p>地方公共団体においては、学校、総合型クラブ、スポーツ少年団、学校体育団体、競技団体、野外活動関係団体、スポーツ・レクリエーション活動関係団体、障害者スポーツ団体等が連携して、子どもの多様なスポーツ活動が効率的・効果的に行われるための取組を推進することが期待される。</p> <p>具体的には、地域の実情に応じて、子どものスポーツに関する団体等が一堂に会する場を設定し、子どもの指導に関する理念等についての共通理解を促進させるとともに、子どものスポーツへの参加機会の選択肢を充実させるための取組等について協議することも考えられる。</p>	<p>P13 (3)子どもを取り巻く社会のスポーツ環境の充実</p>

2. 若者のスポーツ参加機会の拡充や高齢者の体力づくり支援等ライフステージに応じたスポーツ活動の推進

図表 8：「若者のスポーツ参加機会の拡充や高齢者の体力づくり支援等
ライフステージに応じたスポーツ活動の推進」に関して
地方公共団体が今後 5 年間に総合的かつ計画的に取り組むべき施策

地方公共団体に期待されること	基本計画上での位置づけ
地方公共団体においては、職業人・社会人として経験を積み、生活が安定し、子育ても一段落するなど、余暇時間を自分のために使える年齢層や定年退職を迎え、仕事中心の生活から地域における生活に比重が移行していく年齢層が、スポーツボランティア等のスポーツ活動を通じて、地域社会に参加し積極的な役割を得ることができるよう、スポーツプログラムやスポーツイベント等様々な機会を提供することが期待される。	P18 (1) ライフステージに応じたスポーツ活動等の推進
地方公共団体や総合型クラブ等のスポーツ団体においては、親子や家族がともに参加できるスポーツ教室やスポーツイベントの開催等を通じて、スポーツ未実施者やスポーツが苦手な人に対するスポーツへの参加のきっかけづくりに取り組むことが期待される。	P18 (1) ライフステージに応じたスポーツ活動等の推進
地方公共団体においては、スポーツボランティアとして大きな貢献がある者を、例えば「スポーツボランティアマスター（仮称）」として認定しその功績を称えること等により、スポーツボランティア活動を奨励することが期待される。	P18 (1) ライフステージに応じたスポーツ活動等の推進
地方公共団体やスポーツ団体等においては、地域住民が、日常的に総合型クラブをはじめとした地域スポーツクラブやスポーツ団体等の運営に参画できたり、校区運動会や地域スポーツ大会等のスポーツイベントの運営・実施やスポーツの指導に参画できる環境を整えることが期待される。	P18 (1) ライフステージに応じたスポーツ活動等の推進
地方公共団体においては、スポーツ医・科学の成果を地域スポーツの様々な場面で活用できるよう、スポーツ事故・外傷・障害等に関するデータの整備・提供や、研究者を講師とする研修等において研究成果の普及・啓発を図ることが期待される	P20 (2) スポーツにおける安全の確保
地方公共団体においては、保有する公共スポーツ施設等における AED について、定期的な点検や適切な保管管理を行うとともに、その設置の有無や、設置の機器のタイプ等を表示して、施設利用者に周知することが期待される。	P20 (2) スポーツにおける安全の確保

<p>地方公共団体においては、子どもや女性、高齢者、障害者を含む全ての地域住民が楽しく安全にスポーツ・レクリエーション活動を含むスポーツに親しめる環境を創り出すため、バリアフリー化や耐震化等の公共スポーツ施設等の安全確保に努めることが期待される。国においては、地方公共団体が行う公共スポーツ施設等の安全確保対策を支援する。</p>	<p>P20 (2)スポーツにおける安全の確保</p>
---	---------------------------------

3. 住民が主体的に参画する地域のスポーツ環境の整備

図表 9：「住民が主体的に参画する地域のスポーツ環境の整備」に関して
地方公共団体が今後 5 年間に総合的かつ計画的に取り組むべき施策

地方公共団体に期待されること	基本計画上での位置づけ
地方公共団体においては、地域スポーツクラブに対して、地域スポーツの推進という公益的な活動への一層の貢献に資するため、NPO法人格を取得することを促すことが期待される。	P24 (1) コミュニティの中心となる地域スポーツクラブの育成・推進
地方公共団体においては、育成された拠点クラブが周辺の学校や地域スポーツクラブ等と効果的に連携できるよう、拠点クラブやスポーツ指導者に関する情報の提供を充実することが期待される。	P24 (1) コミュニティの中心となる地域スポーツクラブの育成・推進
地方公共団体においては、総合型クラブと連携し、学校の体育に関する活動の中で総合型クラブでの体験等の機会を提供し、子どもに対する総合型クラブの認知度を向上させることが期待される。	P24 (1) コミュニティの中心となる地域スポーツクラブの育成・推進
地方公共団体においては、総合型クラブが幼稚園や放課後児童クラブ（学童保育）等と連携し、スポーツ教室における運動や外遊び等の機会を増やす取組を支援することが期待される。	P24 (1) コミュニティの中心となる地域スポーツクラブの育成・推進
地方公共団体においては、スポーツ団体と連携し、各都道府県にある総合型クラブ連絡協議会を支援し、総合型クラブの総合型クラブ連絡協議会への加盟を促進し、総合型クラブ間の情報共有やスポーツ交流大会等の中核となるよう組織体制を充実させるとともに、総合型クラブ連絡協議会の自立化を促すことが期待される。	P24 (1) コミュニティの中心となる地域スポーツクラブの育成・推進
地方公共団体においては、学校の体育に関する活動において、総合型クラブと連携し、地域のスポーツ指導者を積極的に活用することが期待される。	P27 (2) 地域のスポーツ指導者等の充実
地方公共団体においては、体育系大学の卒業生やスポーツ指導者の有資格者等の質の高いスポーツ指導者を公共スポーツ施設や総合型クラブの支援策を担当する部署や機関で活用するとともに、指導者の研修の充実を図るなど、地域のニーズに即した人材確保、活用方策を検討することが期待される。	P27 (2) 地域のスポーツ指導者等の充実

<p>地方公共団体においては、スポーツ指導者の資格を有し、熱意と能力があり、地域において効果的に連絡調整を行うことができる者を、性別や年齢のバランスに配慮しつつ、スポーツ推進委員に委嘱することや、その資質向上のために研修の充実を図ることが期待される。</p>	<p>P28 (2) 地域のスポーツ指導者等の充実</p>
<p>地方公共団体においては、休日におけるグラウンドや体育館の一般開放等の定期的な施設開放の実施や、時間帯・予約方法の工夫等による稼働率の向上を図るとともに、学校体育施設開放に係る責任・負担や利用調整等を地方公共団体・学校・地域が共同して担うことが可能となる施設の運営方法を検討し、共同利用化をより一層推進することが期待される。</p>	<p>P30 (3) 地域スポーツ施設の充実</p>
<p>地方公共団体においては、学校体育施設や公共スポーツ施設等が「新しい公共」を担う地域コミュニティの核となる機能を充実・強化するため、地域住民の交流の場となるよう、ロッカールーム、温水シャワー、セミナー室、談話室等を備えたクラブハウスの整備を推進することが期待される。</p>	<p>P30 (3) 地域スポーツ施設の充実</p>
<p>地方公共団体においては、地域の実情に応じて公共スポーツ施設の指定管理者として総合型クラブを積極的に活用することが期待される。</p>	<p>P30 (3) 地域スポーツ施設の充実</p>
<p>地方公共団体においては、子どもや女性、高齢者、障害者を含む全ての地域住民が楽しく安全にスポーツ・レクリエーション活動を含むスポーツに親しめる環境を創り出すため、バリアフリー化や耐震化、グラウンドの芝生化等の公共スポーツ施設等の充実に努めることが期待される。</p>	<p>P31 (3) 地域スポーツ施設の充実</p>
<p>地方公共団体においては、民間の資金や経営手法等の導入による多様な手法を活用し、学校体育施設や公共スポーツ施設等の整備又は管理運営を工夫することが期待される。国は、先進事例等の調査・情報提供等によりこうした取組を支援する。</p>	<p>P31 (3) 地域スポーツ施設の充実</p>
<p>地方公共団体においては、スポーツを地域振興に積極的に活用するため、スポーツ団体だけでなく、地元企業（地域のスポーツチームを有する地元の企業を含む）や大学と連携・協働することが期待される。また、拠点クラブによる地元の企業や大学との連携・協働を推進することが期待される。</p>	<p>P32 (4) 地域スポーツと企業・大学等との連携</p>

4. 国際競技力の向上に向けた人材の養成やスポーツ環境の整備

図表 10：「国際競技力の向上に向けた人材の養成やスポーツ環境の整備」に関して
地方公共団体が今後 5 年間に総合的かつ計画的に取り組むべき施策

地方公共団体に期待されること	基本計画上での位置づけ
<p>ジュニア期においては、長期的な視点に立ってアスリートを育てていくことが必要であることから、ジュニアアスリートの育成に関わるスポーツ指導者、スポーツ団体、保護者、地方公共団体及び学校等においては、個々のアスリートの特性や発達段階、学業とのバランスや本人のキャリア形成にも配慮した適切な支援に努めることが期待される。</p>	<p>P36 (1) ジュニア期からトップレベルに至る戦略的支援の強化</p>

5. オリンピック・パラリンピック等の国際競技大会等の招致・開催等を通じた国際交流・貢献の促進

図表 11：「オリンピック・パラリンピック等の国際競技大会等の招致・開催等を通じた国際交流・貢献の促進」に関して
地方公共団体が今後 5 年間に総合的かつ計画的に取り組むべき施策

地方公共団体に期待されること	基本計画上での位置づけ
<p>国は、障害者スポーツを含む市民レベルでのスポーツを通じた国際交流について、ジュニア世代の競技大会や市民レベルのスポーツ大会等への人材の派遣・受入れや海外のスポーツ指導者への研修機会の提供等の取組を通じて、市民レベルでのスポーツを通じた国際交流を図る。地方公共団体においては、海外の都市との姉妹自治体交流事業等のスポーツを通じた国際交流により、地域の活性化を図ることが考えられる。</p>	<p>P42 (2) スポーツに係る国際的な交流及び貢献の推進</p>

7. スポーツ界における好循環の創出に向けたトップスポーツと地域におけるスポーツとの連携・協働の推進

図表 12：「スポーツ界における好循環の創出に向けたトップスポーツと地域におけるスポーツとの連携・協働の推進」に関して
地方公共団体が今後 5 年間に総合的かつ計画的に取り組むべき施策

地方公共団体に期待されること	基本計画上での位置づけ
<p>地方公共団体においては、トップアスリート等としての経験を有する優れたスポーツ指導者等を活用し、総合型クラブの活動や学校の体育に関する活動等を支援することが期待される。</p> <p>その際、地域のスポーツ活動全体をコーディネートするスポーツ推進委員を活用することにより効果的・効率的に総合型クラブや学校にスポーツ指導者等を派遣することが期待される。</p>	<p>P51</p> <p>(1) トップスポーツと地域におけるスポーツとの連携・協働の推進</p>
<p>ジュニア期においては、長期的な視点に立ってアスリートを育てていくことが必要であることから、ジュニアアスリートの育成に関わるスポーツ指導者、スポーツ団体、保護者、地方公共団体及び学校等においては、個々のアスリートの特性や発達段階、学業とのバランスや本人のキャリア形成にも配慮した適切な支援に努めることが期待される。</p>	<p>P51</p> <p>(1) トップスポーツと地域におけるスポーツとの連携・協働の推進</p>
<p>地方公共団体においては、スポーツを地域振興に積極的に活用するため、スポーツ団体だけでなく、地元企業（地域のスポーツチームを有する地元の企業を含む）や大学と連携・協働することが期待される。また、拠点クラブによる地元の企業や大学との連携・協働を推進することが期待される。</p>	<p>P53</p> <p>(2) 地域スポーツと企業・大学等との連携</p>

(参考) スポーツ基本計画「今後5年間に総合的かつ計画的に取り組むべき施策」

注の「国及び地方公共団体」に関する記述※

※「今後5年間に総合的かつ計画的に取り組むべき施策」のうち、「国及び地方公共団体」が今後5年間に総合的かつ計画的に取り組むべき施策を整理した。

1. 学校と地域における子どものスポーツ機会の充実

図表 13：「学校と地域における子どものスポーツ機会の充実」に関して
国及び地方公共団体が今後5年間に総合的かつ計画的に取り組むべき施策

国及び地方公共団体に期待されること	基本計画上での位置づけ
<p>国及び地方公共団体は、各地域の教育委員会や学校等が行う「全国体力・運動能力等調査」等に基づいたすべての子どもの体力向上に向けた取組において検証改善サイクルの確立を促進する。</p> <p>その際、子どもの体力の重要性に関し、保護者に対する理解促進が有効であることから、保護者が参加する取組を推進する。</p> <p>また、積極的にスポーツを行わない子どもが多くいることから、特にその傾向が中学校段階で顕著となる女子を対象にして、スポーツの楽しさや喜びを味わうことができるようにすることに重点を置く。</p>	<p>P8 (1) 幼児期からの子どもの体力向上方策の推進</p>
<p>国及び地方公共団体は、年齢や性別に応じたスポーツの促進や体力向上方策の中で、医学・歯学・生理学・心理学・力学をはじめ経営学や社会学等を含めたスポーツ医・科学（「スポーツ医・科学」）の積極的な活用を図る。</p>	<p>P8 (1) 幼児期からの子どもの体力向上方策の推進</p>
<p>国及び地方公共団体は、地域のスポーツ施設やスポーツ指導者に対する障害者のニーズを把握する。また、障害者スポーツ団体等と連携を図りつつ、地域のスポーツ施設が障害者を受け入れる際に必要な運営上・指導上の留意点に関する手引きや、新しい種目、用品・用具等の開発・実践研究を推進する。</p>	<p>P8 (1) 幼児期からの子どもの体力向上方策の推進</p>

<p>国及び地方公共団体は、学校の体育に関する活動を安心して行うことができるよう、スポーツ医・科学を活用したスポーツ事故の防止及びスポーツ障害の予防・早期発見に関する知識の普及啓発や、学校とスポーツドクター等地域の医療機関の専門家等との連携を促進するとともに、安全性の向上や事故防止等についての教員等の研修の充実を図る。その際、マウスガードの着用の効果等の普及啓発を図ることも考えられる。また、学校で保有しているスポーツ用具の定期的な点検・適切な保管管理に関する啓発を図る。</p>	<p>P11 (2)学校の体育に関する活動の充実</p>
<p>国及び地方公共団体は、地域のスポーツ施設やスポーツ指導者に対する障害者のニーズを把握する。また、障害者スポーツ団体等と連携を図りつつ、地域のスポーツ施設が障害者を受け入れる際に必要な運営上・指導上の留意点に関する手引きや、新しい種目、用品・用具等の開発・実践研究を推進する。</p>	<p>P14 (3)子どもを取り巻く社会のスポーツ環境の充実</p>

2. 若者のスポーツ参加機会の拡充や高齢者の体力づくり支援等ライフステージに応じたスポーツ活動の推進

図表 14：「若者のスポーツ参加機会の拡充や高齢者の体力づくり支援等
ライフステージに応じたスポーツ活動の推進」に関して
国及び地方公共団体が今後5年間に総合的かつ計画的に取り組むべき施策

国及び地方公共団体に期待されること	基本計画上での位置づけ
<p>国及び地方公共団体は、地域のスポーツ施設やスポーツ指導者に対する障害者のニーズを把握する。また、障害者スポーツ団体等と連携を図りつつ、地域のスポーツ施設が障害者を受け入れる際に必要な運営上・指導上の留意点に関する手引きや、新しい種目、用品・用具等の開発・実践研究を推進する。</p>	<p>P17 (1) ライフステージに応じたスポーツ活動等の推進</p>
<p>国、独立行政法人、地方公共団体及びスポーツ団体等は、スポーツ指導者やクラブマネージャー、スポーツイベントの主催者、スポーツ施設の管理者等を対象として、スポーツ事故・外傷・障害等に関わる最新のスポーツ医・科学的知見を学習するための研修やスポーツ用具の定期的な点検及び適切な保管管理に関する啓発の機会を設けるとともに、スポーツドクター等地域の医療機関の専門家等との連携を促進するなど、スポーツ事故・外傷・障害等を未然に防止するための取組を推進する。あわせて、スポーツに関する保険制度について普及を促すなど、事故対応に係る意識の啓発を促進する。</p>	<p>P20 (2) スポーツにおける安全の確保</p>

3. 住民が主体的に参画する地域のスポーツ環境の整備

図表 15 : 「住民が主体的に参画する地域のスポーツ環境の整備」に関して
国及び地方公共団体が今後 5 年間に総合的かつ計画的に取り組むべき施策

国及び地方公共団体に期待されること	基本計画上での位置づけ
<p>国及び地方公共団体は、大学、スポーツ団体及び企業等と連携して、スポーツツーリズムや観光によるまちづくりに関する専門的知識を有する人材の育成及びそれらの地域スポーツにおけるコーディネーター等としての活用を促進する。</p>	<p>P27 (2) 地域のスポーツ指導者等の充実</p>
<p>国及び地方公共団体は、学校体育施設や公共スポーツ施設の夜間照明施設の設置等による利用可能時間の拡大、休校・廃校や空き教室等の積極的な活用による地域スポーツにおける身近な活動場所の拡充を推進する。</p>	<p>P29 (3) 地域スポーツ施設の充実</p>
<p>国及び地方公共団体は、例えばスポーツツーリズムによる地域の活性化を目的とする連携組織（いわゆる「地域スポーツコミッション」）等の設立を推進するなど、スポーツを地域の観光資源とした特色ある地域づくりを進めるため、行政と企業、スポーツ団体等との連携・協働を推進する。</p>	<p>P32 (4) 地域スポーツと企業・大学等との連携</p>

4. 国際競技力の向上に向けた人材の養成やスポーツ環境の整備

図表 16：「国際競技力の向上に向けた人材の養成やスポーツ環境の整備」に関して
国及び地方公共団体が今後 5 年間に総合的かつ計画的に取り組むべき施策

国及び地方公共団体に期待されること	基本計画上での位置づけ
<p>国、公益財団法人日本体育協会（「日体協」）及び開催地の都道府県は、将来性豊かなアスリートの発掘・育成を念頭に置き、ジュニアアスリートからトップアスリートまで、国際レベルを目指すアスリートが競う国内トップレベルの総合競技大会として、国民体育大会を開催する。また、スポーツ団体においては、国民体育大会以外の場も活用しながら、ジュニアアスリートの発掘・育成に取り組むことが期待される。</p>	<p>P36 (1) ジュニア期からトップレベルに至る戦略的支援の強化</p>

7. スポーツ界における好循環の創出に向けたトップスポーツと地域におけるスポーツとの連携・協働の推進

図表 17：「スポーツ界における好循環の創出に向けたトップスポーツと
地域におけるスポーツとの連携・協働の推進」に関して
国及び地方公共団体が今後 5 年間に総合的かつ計画的に取り組むべき施策

国及び地方公共団体に期待されること	基本計画上での位置づけ
<p>国及び地方公共団体は、トップスポーツと地域におけるスポーツの人材の好循環を創出するため、地域におけるスポーツ活動の中から潜在的な能力のある次世代のアスリートを戦略的に発掘・育成する体制を整備するとともに、将来的には育成されたアスリートが、総合型クラブ等において優れた地域のスポーツ指導者となり、自身が有する技術や経験、人間的な魅力をジュニアの育成や地域貢献等に還元し、あわせて自らの指導者としてのスキルアップを図るという流れを作り出すことにより人材の好循環のサイクルを確立する。</p>	<p>P50 (1) トップスポーツと地域におけるスポーツとの連携・協働の推進</p>
<p>国及び地方公共団体は、平成 24 年度から中学校で必修となる武道等の指導の充実や、学校において専門的な指導を行うことができるスポーツ指導者の不足を補い、体育の授業や運動部活動の充実を図るため、地域スポーツクラブや関係団体等と連携し、トップアスリート等としての経験を有する優れたスポーツ指導者を学校で活用することを推進する。</p>	<p>P51 (1) トップスポーツと地域におけるスポーツとの連携・協働の推進</p>

国及び地方公共団体は、例えばスポーツツーリズムによる地域の活性化を目的とする連携組織（いわゆる「地域スポーツコミッション」）等の設立を推進するなど、スポーツを地域の観光資源とした特色ある地域づくりを進めるため、行政と企業、スポーツ団体等との連携・協働を推進する。

P53

(2) 地域スポーツと企業・大学等との連携